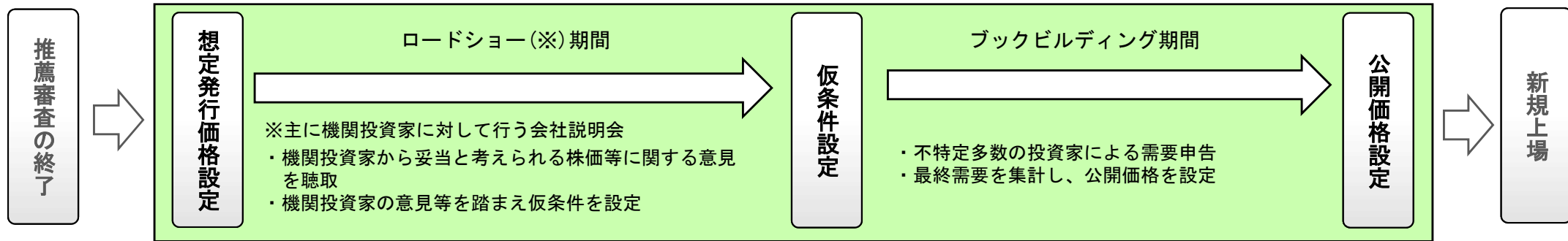
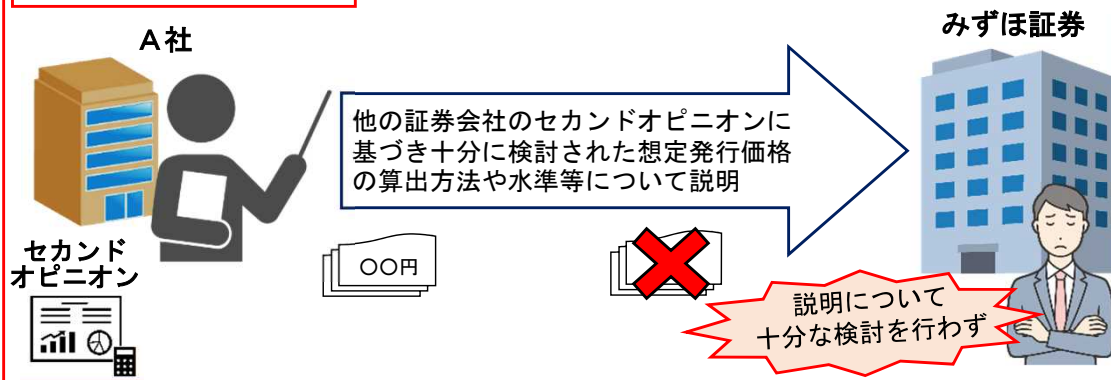


1 ブックビルディング方式による公開価格設定プロセス



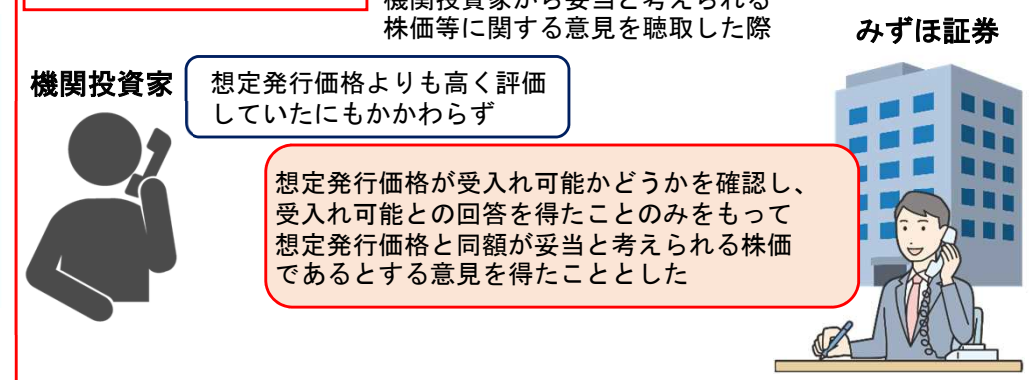
2 違反につながるおそれのある行為の概要

新規上場会社Aの事例



みずほ証券は、新規上場会社Aが主張した価格を下回る想定発行価格を設定し、同社に対し、当該価格を受け入れるよう要請した。

新規上場会社Bの事例



みずほ証券は、新規上場会社Bが主張した価格を下回る仮条件を設定し、同社に対し、当該仮条件を受け入れるよう要請した。

- ・新規上場会社2社は、みずほ証券の要請に応じ、2社が主張した価格を下回る想定発行価格又は仮条件が設定され、当該想定発行価格に近い価格又は当該仮条件と同額の公開価格が設定された。
- ・そして、新規上場会社2社の新規株式公開案件における初値は、いずれも公開価格の倍以上となるなど、公開価格を大幅に上回った。
- ・新規上場会社2社は、自らが主張した想定発行価格又は仮条件に基づき設定されたであろう公開価格により新規株式公開ができていれば、より多くの資金を調達した可能性がある。

みずほ証券の行為は、直ちに独占禁止法違反と認められるものではなかったが、交渉力の強い主幹事により、公開価格が一方的に低く設定されることにつながり、新規上場会社に不当に不利益を与え、公正かつ自由な競争に影響を与えるおそれがあることから、今後、新規株式公開に関連する取引において、独占禁止法違反となるような行為を行うことのないよう注意した。